

雇用保険事務手続きのご案内

週所定労働時間が20時間以上の労働者を雇用した時や、雇用保険の被保険者が退職する時には、雇用保険の取得・喪失・離職票の発行等の手続きが必要になります。手続きが必要になりましたら、下記の書類を当事務組合へご提出くださいますようお願いいたします。

また、手続きの際には、マイナンバーの届出が必要となります。詳細は「マイナンバーの届出について」をご覧ください。

記

<ご提出書類一覧>

雇用保険手続名	必要書類
取得	<input type="checkbox"/> 雇用保険事務依頼書【I】 <input type="checkbox"/> 雇用契約書（写し） <input type="checkbox"/> 外国籍の方は在留カード（両面写し） <input type="checkbox"/> マイナンバー別表
① 喪失（離職票なし）	<input type="checkbox"/> 雇用保険事務依頼書【I】 <input type="checkbox"/> 雇用契約書（写し） <input type="checkbox"/> 労働時間短縮に伴う資格喪失の場合は、契約変更前・後の雇用契約書（写し） <input type="checkbox"/> マイナンバー別表 <input type="checkbox"/> 退職理由確認書類 ・自己都合：退職願 ・解雇：解雇予告通知書・退職証明書 ・退職勧奨：退職証明書 ・定年：就業規則 ・期間満了：労働契約書 などの写し
② 喪失（離職票あり） ※ ①に加えて右記書類が必要	<input type="checkbox"/> 雇用保険事務依頼書【II】 <input type="checkbox"/> 賃金台帳（写し）直近13か月分 <input type="checkbox"/> 出勤簿またはタイムカード（写し）直近13か月分
被保険者証再発行・氏名変更・その他修正	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証【再発行・氏名変更・訂正】依頼書 <input type="checkbox"/> 身分証明書（写し）

雇用保険手続依頼用各種帳票および記入例は、当商工会議所ホームページよりダウンロードできます。

マイナンバーの届出について

労働保険事務組合飯能商工会議所は、番号法（マイナンバー法）に基づき、下記の使用目的のため、平成28年1月より雇用保険の手続きの際、雇用保険被保険者の個人番号（特定個人情報）の提供をお願いしております。

記載の使用目的以外で、ご提供いただいた個人番号（特定個人情報）を使用することはありません。また個人番号（特定個人情報）の取扱いについては、漏えい、不正利用防止等の観点から番号法に基づく安全管理措置を講じております。

つきましては、雇用保険の手続きを依頼される際には、当事務組合指定の「マイナンバー別表」をご提出くださいますようお願いいたします。また、個人情報保護並びに安全保持のため、書類の提出方法を下記のとおりとさせていただきます。

お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、当商工会議所労働保険担当までお問い合わせください。

記

1. 使用目的

- ① 雇用保険被保険者資格取得届（雇用保険法施行規則様式第2号）作成
- ② 雇用保険被保険者喪失届（雇用保険法施行規則様式第4号）作成

2. 書類提出方法

提出方法を、郵送または持参のみとします。

書類を郵送にてご提出される場合は、特定記録郵便または簡易書留など、記録が残る郵送方法をお勧めいたします。

3. その他

雇用保険手続き完了後「マイナンバー別表」は当事務組合にて廃棄処分させていただきます。

以上

飯能商工会議所

電話 042-974-3111 FAX 042-972-7871

問い合わせ先 業務課 労働保険担当グループ